

## 葛飾区地域医療連携協議会設置要綱

23 葛保地第 217 号  
平成 23 年 6 月 8 日 区長決裁

### (趣旨)

第 1 条 葛飾区(以下「区」という。)民が症状に応じた医療を地域で適切に受けることができるよう、区民が受診する医療機関の機能に応じた切れ目ない医療連携について検討するため、葛飾区地域医療連携協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所管事項)

第 2 条 協議会の所管事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 区内の医療機関の機能に応じた医療連携について検討を行うこと。
- (2) その他協議会が医療連携の推進のため必要があると認める事項。

### (委員)

第 3 条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学識経験者及び次に掲げる団体等に属する者の中から葛飾区長(以下「区長」という。)が委嘱する者並びに保健所長とする。

- (1) 葛飾区医師会
- (2) 葛飾区歯科医師会
- (3) 葛飾区薬剤師会
- (4) 大学附属病院
- (5) 地域医療支援病院

2 区長は、特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる団体等以外の区内の医療機関に属する者を委員として委嘱することができる。

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から 3 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることは妨げないものとする。

### (会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者の中から区長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、保健所長とする。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 会長は、専門的な事項を検討するため、協議会の下に検討部会を置く。

2 検討部会は、協議会からの下命事項について検討する。

3 検討部会は、随時、その検討結果を協議会に報告する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健所地域保健課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。